

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年1月11日	
【会社名】	株式会社ゼネラル・オイスター	
【英訳名】	General Oyster, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 秀則	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号	
【電話番号】	03(6667)6606	
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 芝田 茂樹	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号	
【電話番号】	03(6667)6606	
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 芝田 茂樹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	499,290,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	561,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による当社株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2022年1月11日開催の取締役会決議に基づくものです(当該決議により発行される株式を、以下「本新株式」といいます。)

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	561,000株	499,290,000	249,645,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	561,000株	499,290,000	249,645,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増額する資本準備金の額の総額は、249,645,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
890	445	100株	2022年1月27日	-	2022年1月27日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生以後、払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日以内に後記払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、第三者割当増資は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ゼネラル・オイスター 本店	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 江戸川橋支店	東京都新宿区神楽坂3番7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
499,290,000	9,000,000	490,290,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書の作成費用 700,000円、弁護士費用 4,600,000円、司法書士費用 200,000円、登録免許税 3,500,000円となります。

(2) 【手取金の使途】

後記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、2021年3月29日にネクスタ匿名組合が当社の筆頭株主となって以降、その営業者である株式会社ネクスタとの間では当社の財務基盤の強化について協議を行っていましたが、陸上養殖の研究開発費やEC通販事業を通じた今春発売予定の牡蠣サプリの必要な広告宣伝費等の成長資金を賄う十分な経営体力が当社にないことから、株式会社ネクスタより、2021年8月に、第三者割当による財務基盤強化の提案を受け、当社としては、財務基盤を強化しながら成長資金を調達する必要があると判断しました。

また、後記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、2021年5月から、阪和興業株式会社との間で、当社の岩手県大槌町に所在する水産加工工場(以下「大槌工場」といいます。)の稼働率向上のため、食品加工分野における受託事業を開始し、その取引を増加させて参りましたが、阪和興業株式会社との取引関係を拡大・強化は、当社グループの業容拡大に望ましいため、2021年9月より、資本・業務提携の具体的な協議をしまりました。そして、当社としては、阪和興業株式会社との間で、成長に向けた「攻めの取り組み」として、阪和興業が有する“ネットワーク”と、牡蠣の領域における当社の種苗、生産、加工、販売に至るまでの最適なバリューチェーンの構築により、安全を軸とした高品質な六次産業化を融合させ、価値創造に向けた取り組みを推進することで、シナジーの発現による収益基盤の強化が見込めるものと考えました。

以上より、当社は、2022年1月11日開催の取締役会において、2022年3月期第2四半期連結累計期間は218百万円の資産超過となり、債務超過を解消したものの、新型コロナウイルス感染症の「第6波」を懸念する報道も多く、主力の店舗・卸売事業を取り巻く環境は、引き続き不透明な状況が続くことが想定されるため、資本性の資金調達を行って財務基盤を強化することにより、資本を充実化させるとともに、コロナ禍においても陸上養殖の量産化に向けた投資継続、EC通販事業の拡大による成長投資を行い、設備更新投資に要する資金確保を主な目的として、阪和興業株式会社と資本業務提携契約を締結すると共に、当社の筆頭株主であるネクスタ匿名及び資本業務提携契約の相手方である阪和興業株式会社を割当先として本第三者割当増資を行うことを決定しました。

前記差引手取概算額490百万円については、下表記載の資金使途に充当することを予定しております。また、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社の銀行預金口座にて管理を行います。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
成長投資	378	2022年1月～2025年3月
設備更新投資	112	2022年1月～2023年12月
	490	

成長資金

具体的な用途	金額(百万円)
A) 陸上養殖の量産化へ向けた投資	267
B) EC通販事業の強化	101
C) 大槌工場の増産対応費用	10
	378

A) 陸上養殖の量産化へ向けた投資

当社は、沖縄県久米島において、海洋深層水を用いた牡蠣の陸上養殖の実用化に向けた研究開発を進めております。人体に有害な細菌・ウイルスが含まれていない海洋深層水で養殖することによりウイルスフリーの牡蠣を実現することが可能となります。また、水温の調整によって採卵、生育を促すことで、自然環境に左右されないこと安定生産が可能となることが期待されています。

現在、市場流通に向けた第1準備段階として、スモール・スケールプラントにてウイルスフリーの牡蠣生産の実証実験を進めており、今春には、2～3千個のローンチを予定しております。一方、現状のウイルスフリー牡蠣の生産コストは高く、市場流通は難しい状況です。従いまして、コストを抑えた量産化を目的とする研究のため、第2準備段階としての養殖施設の建設を予定しております。2022年度中に詳細設計を開始し、2023年度中の施設完成を目指しております。なお、現時点で具体的な計画があるわけではありませんが、第2準備段階でコストを抑えた量産化の目途がたった段階で、2026～2027年度にかけて収益化可能な本格的な養殖施設の建設の検討を開始する方針です。

具体的な内容としては、当該施設の建設費としての115百万円及び3年分の当該研究開発費152百万円(人件費、水光熱費及び備品消耗品等研究開発にかかる全ての経費を含む)の支出を見込んでおります。

B) EC通販事業の強化

当社は、販売チャネルを拡大させるべく、2020年8月にEC通販サイトを立ち上げましたが、順調にリピーター数も増加しており、販売量も増加しております。今後更に売上を拡大させるべく、牡蠣サプリの発売を今春に行い、広告宣伝(テレビPR、リスティング広告、アフィリエイト広告、youtube等のインフルエンサーマーケティング等)を強化していく予定です。

具体的な内容としては、広告宣伝費78百万円(26百万円/年×3年分)、牡蠣サプリ開発費用4百万円、牡蠣サプリの半年分程度の仕入れ費用19百万円の支出を見込んでおります。

C) 大槌工場の増産対応費用

当社の大槌工場につきましては、カキフライなどの加工製造を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗売上減少により、稼働が低迷しておりました。そのため、大槌工場の有効活用を模索していたところ、安定した委託先を探していた阪和興業株式会社の要望に合致し、2021年5月より、食品加工分野における受託事業を開始いたしました。

当該受託事業については、人材の確保に時間を要しているため、当初の計画は下回るものの、順調に売上を伸ばしておりますが、阪和興業株式会社から更なる増産の要望を受けております。その一方、当該設備は、当社店舗向けの牡蠣関連加工製品を製造することを目的として設計されており、更なる増産を行うためには、追加の設備購入が必要となるため、10百万円の支出を見込んでおります。

設備更新投資

	会社名	セグメント の名称	事業所 (所在地)	投資予定額	金額 (百万円)	支出予定時期
A)	株式会社ヒューマン ウェブ	店舗事業	10店舗 (全国)	厨房機器入替 家具入替 内装工事	91	2022年1月～ 2023年12月
B)	当社		本社 (東京都中央区)	経理・給与計算シ ステム更新	3	2022年1月～ 2023年12月
B)	株式会社海洋深層水 かきセンター		本社 (東京都中央区)	受発注システムの 更新	11	2022年1月～ 2023年12月
B)	全社	全てのセグメン ト	全事業所 (全国)	パソコン入替	7	2022年1月～ 2023年12月
	合計				112	

A) 老朽化に伴う店舗の設備更新投資

当社は、2019年11月13日に実施をした、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本転換社債」といいます。)及び第8回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行により調達した資金については、一部店舗の老朽設備更新(水廻り設備、空調、内装他)のために70百万円、新たなPOSシステム・新勤怠管理システム等の導入のために20百万円、合計90百万円を支出する予定でした。しかしながら、2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上が大幅に減少したため、手元資金の確保が当社の最重要課題となりました。そのため、前記一部店舗の老朽設備更新等に係る支出を削減せざる負えない状況となりました。

一方、新設後概ね10年経過した店舗が多く、その使用状況や耐用年数からも限界にきている設備もある状況です。従いまして、本第三者割当増資による調達資金によってかかる店舗設備更新を行うことを目的とした支出として91百万円を見込んでおります。

内訳としては、10百万円以上の大規模修繕(主として厨房設備、床・壁紙、照明、家具等の取り換え)を5店舗で67百万円程度の支出を予定しております。また、10百万円未満のその他一部修繕工事を24百万円程度予定しております。

B) システムの更新投資

システム更新投資として、21百万円の支出を見込んでおります。具体的には、受発注システムの更新費用11百万円、従業員のパソコン入替費用7百万円、経理・給与計算ソフトの更新費用3百万円を予定しております。

< 前回の資金調達の資金使途の充当状況等 >

2019年11月13日に提出しました有価証券届出書において、第三者割当による本転換社債及び本新株予約権の手取金の使途は、当初以下のとおり開示しました。

本転換社債

	金額	支出予定時期
運転資金	45	2020年3月
設備更新投資	55	2019年11月～2021年10月
合計	100	

本新株予約権

	金額	支出予定時期
既存銀行借入の返済	410	2019年11月～2021年10月
設備更新投資	55	2020年4月～2022年3月
成長投資	175	2020年4月～2022年3月
合計	640	

金額は、本新株予約権の払込金額と本新株予約権が全て当初行使価額により行使されたと仮定した場合における行使価額の総額との合計額となります。

その後、2021年10月28日公表の「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況であることから、本転換社債及び本新株予約権の資金使途及び支出予定時期を変更しておりました

本転換社債につきましては、設備投資の内容を変更し、充当期間につきましても、新型コロナ感染症拡大による資金繰りへの影響に鑑みて、今後充当期間を検討するため、支出予定時期を2021年10月から2023年3月に変更しておりました。

本新株予約権については、既存銀行借入の返済以外の資金使途であった設備更新投資や成長投資への充当を取り止めることとし、その分を運転資金へ充当することに变更しておりました。

尚、本新株予約権による資金調達額につきましては、本新株予約権の当初の行使価額1094円から842円に変更したことにより、640百万円から493百万円に減少しております。行使価額変更の詳細内容は、2020年6月3日公表の「第三者割当による本株予約権の行使価額の修正決定に関するお知らせ」をご覧ください

これらの結果、以下のとおり資金使途及び充当期間を変更いたしました。なお、「（）」内は2021年10月28日時点の充当金額となります。

本転換社債

	金額 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	45 (45)	2020年3月
設備更新投資	55 (0)	2019年11月～2023年3月
合計	100 (45)	

本新株予約権

	金額 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	83 (83)	2021年10月
既存銀行借入の返済	410 (150)	2019年11月～2022年10月
合計	493 (233)	

合計金額は、本新株予約権の払込金額と2021年10月28日までに行使された本新株予約権に係る行使価額の総額との合計額となります。

当社は、2021年10月28日付「資金使途の変更に関するお知らせ」を公表した当時、第三者割当増資による資金調達にかかる資金使途以外の目的で支出した資金につきましては、当社グループにおける手許自己資金からの支出で賄っており、問題ないものと認識しておりました。しかしながら、本届出書を提出するにあたり再検証を行った結果、手許自己資金が運転資金の支出に対して不足しており、結果的に第三者割当増資による資金調達の一部がこれに充当されていることが判明したため、実態に則した記載に改めて、訂正することといたしました。

これらの結果、現時点における充当状況は、以下の通りとなります。

本轉換社債

	具体的な内訳	充当金額実績 (百万円)	支出予定時期
子会社の運転資金	株式会社ヒューマンウェブ(店舗事業)の飲料・食材(牡蠣除く)にかかる仕入費用	27	2019年11月
	株式会社海洋深層水かきセンターの殻付き生牡蠣の仕入費用	46	
	株式会社海洋深層水かきセンターの経費(主に配送費)	14	
当社の運転資金	加工商品用牡蠣の仕入資金	16	2020年3月～ 2020年12月
合計		103	

本新株予約権

	具体的な内訳	充当金額実績 (百万円)	未充当金額 (百万円)	支出予定時期
既存銀行借入の返済	既存銀行借入の返済	151	96	2019年11月～ 2022年10月
子会社の運転資金	株式会社ヒューマンウェブ(店舗事業)の人件費	177		2021年1月～ 2021年9月
	株式会社ヒューマンウェブ(店舗事業)の家賃	64		2021年2月～ 2021年9月
当社の運転資金	加工商品用牡蠣の仕入資金	4		2020年12月
合計		397	96	

以下、調達資金の用途における訂正について、ご説明いたします。

本轉換社債につきましては、調達した106百万円のうち、当初6百万円を発行諸費用、45百万円を運転資金(加工商品用牡蠣の仕入)、55百万円を4店舗の老朽化に伴う全面改修のための設備更新投資に充当する予定でした。しかしながら、2019年11月に、87百万円を子会社へ貸付を実施し、株式会社ヒューマンウェブの買掛金、株式会社海洋深層水かきセンターの買掛金及び経費の支払いに、目的外支出をしておりました。当時、十分な運転資金を保有していなかったことが要因となります。残額の19百万円については、2019年11月に発行諸費用として3百万円、2020年3月及び2020年12月に、運転資金(加工商品用牡蠣の仕入)として16百万円充当しております。従いまして、本轉換社債の資金用途を訂正することと致しました。

本新株予約権につきましては、既存銀行借入への返済として410百万円、店舗の設備更新投資に55百万円、成長投資に28百万円を充当する予定でした。しかしながら、151百万円を既存銀行借入への返済に充当したものの、2020年12月に加工商品用牡蠣の仕入として4百万円、2021年1月～9月にかけて株式会社ヒューマンウェブの人件費として177百万円及び一部店舗の家賃の支払いとして64百万円を目的外支出しておりました。なお、残額の96百万円については、当初予定通り、既存銀行借入への返済に充当する予定です。

加工商品用牡蠣の仕入については、本轉換社債の当初資金用途となっておりますが、本轉換社債から賄えなかったことにより、本新株予約権で調達した資金から一部充当しておりました。

また、株式会社ヒューマンウェブの人件費については、インターネットバンキングの手数料削減の観点から、株式会社ヒューマンウェブの給与を当社から振込を行っておりました。また、当社が店舗事業を運営しておりましたが、2016年3月に会社分割したことにより、新しく設立した株式会社ヒューマンウェブに移行しました。その後支払い等を株式会社ヒューマンウェブに順次移行しておりましたが、一部店舗の家賃につきましては、当社から支払っているものが残っておりました。しかしながら、当該給与及び一部店舗の家賃の立替金を、直ちに株式会社ヒューマンウェブから当社に資金移動を行わなかったことにより、当社単体ベースでは手許資金で賄えていない状況となっております。連結ベースでは、本株予約権の未充当額を上回る十分な手許資金を有していましたが、実態に則した記載に訂正することとなりました。

なお、本新株予約権の主な資金用途でありました銀行借入については、手許資金と合わせて、2022年3月～4月に残額(現在残高 258百万円)を完済予定です。

（本第三者割当増資を選択した理由）

当社は、以下の理由から、本第三者割当増資を行うことが、当社の財務基盤及び収益基盤の強化につながり、中長期的な企業価値向上に資するものであり、当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。

当社は、株式会社東京証券取引所が2021年6月29日付けにて発表したとおり、有価証券上場規程第603号第1項第3号の規定に基づき、2021年3月期の債務超過を理由とした上場廃止に係る猶予期間入り銘柄であり、公募増資を引き受ける証券会社を探すことは現実的ではないこと。

新株予約権については、新株予約権の行使の不確実性があることから当社が必要とする資金を確保できない可能性があること。

前記 のとおり、当社は、2021年3月期の債務超過を理由とした上場廃止に係る猶予期間入り銘柄であり、銀行借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段では、債務超過を解消するには適切ではなく、本第三者割当増資のように当社の財務基盤を強化しつつ、収益基盤の強化を実施することができないこと。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

(1) ネクスタ匿名組合

名称	ネクスタ匿名組合	
所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目6番4号	
設立根拠等	商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく組合	
組成目的	株式及び有価証券の投資、保有、運用及び売買	
組成日	2021年2月1日	
代表者の役職及び氏名	匿名組合営業者 株式会社ネクスタ	
出資の総額	1,240,000,000円	
主たる出資者及びその出資比率	事業会社及び個人(注)	
営業者の概要	名称	株式会社ネクスタ
	所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目6番4号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 稲田淳史
	事業内容	投資業
	資本金	9,900,000円
	出資者及びその出資比率	株式会社スマートル 100%

(注) 出資者及びその出資比率については、匿名組合員の要望により、非公表としております。

(2) 阪和興業株式会社

名称	阪和興業株式会社
本店の所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第74期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月24日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第75期第1四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月10日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第75期第2四半期 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月10日関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

(1) ネクスタ匿名組合

出資関係	ネクスタ匿名組合は、当社株式738,955株(21.51%)を保有する当社筆頭株主であります。
人事関係	当社の取締役(監査等委員)である稲田淳史が株式会社ネクスタの代表取締役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年1月11日現在のものです。なお、出資関係については2021年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(2) 阪和興業株式会社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は、阪和興業株式会社より、加工品の製造委託を受けております。

c 割当予定先の選定理由

(1) 本第三者割当増資に至る経緯

当社グループは、牡蠣を主体とするレストランを経営する店舗事業と、安全性の高い牡蠣の安定供給を目的として、牡蠣の卸売事業を展開しております。また、牡蠣を安全に長期保存する先端技術や、牡蠣の陸上養殖の技術など3つの特許を取得するなどして、種苗、生産、加工、販売に至るまでの最適なバリューチェーンを構築し、安全を軸とした牡蠣の6次産業化を実現するため、取り組みを強化してまいりました。

一方、当社は、2015年3月の上場以来、赤字が続く等の経営不振が続いておりましたが、2019年3月期連結会計年度においてEBITDA(経常利益+支払利息+減価償却費)ベースでは72百万円の黒字を達成しました。

しかしながら、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大や政府・自治体からの緊急事態宣言の発出が断続的に発生し、店舗の集客に大きな影響を受け、卸売事業の取引先も休業等が相次いだこともあり、大きく売上が減少しております。加えて、大槌工場におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、上述記載のとおり、店舗売上が大幅に減少し、売上の見通しを計画することが非常に難しい状況であったことから、大幅に稼働を抑制しておりました。そのような状況を踏まえ、当社の保有する固定資産(加工工場関連資産を主とする共用資産)について、減損が必要な状況となりました。

このような状況において、当社は、2021年5月17日、大槌工場の減損損失発生を公表し、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上減少により、2021年3月期連結会計年度における売上高は2,338百万円(前年同期比34.7%)、親会社株主に帰属する当期純損失641百万円を計上し、116百万円の債務超過となりました。その結果、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が2021年6月29日付けにて発表したとおり、有価証券上場規程第603号第1項第3号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。猶予期間は、2021年4月1日から2023年3月31日までとなります。なお、当該期間については、2020年4月21日付けの東証の有価証券上場規程等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合、上場廃止までの猶予期間が1年から2年に延長されております。このまま債務超過の状態が継続しますと、東証の有価証券上場規程第603条第1項第3号(債務超過)の規定により、上場廃止となります。仮に当社が上場廃止となった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を損なう結果となり、当社の事業継続に支障をきたしかねない状況です。

2022年3月期第2四半期連結累計期間(以下「当累計期間」といいます。)の直近業績につきましては、店舗アルバイトの人件費を中心とするコスト削減を行い、時短要請の協力金等活用により、収支を改善し、親会社株主に帰属する四半期純利益109百万円となりました。また、当社は、2019年11月13日に、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする本転換社債及び本新株予約権を発行しておりますが、当累計期間において、残存する全ての新株予約権の行使が行われ、233百万円の増資が完了し、純資産が同額増加しております。その結果、2021年9月末においては218百万円の資産超過となっております。

一方、日本国内では、ワクチン接種等の対策が進んだことにより、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国的に大きく減少しておりますが、今冬の「第6波」を懸念する報道も多く、収束時期の見通しが立たない状況です。従いまして、主力の店舗・卸売事業を取り巻く環境は、不透明な状況が続くことが予想されていることもあり、財務基盤は脆弱な状況にあります。

上述のような当社を取り巻く環境下、陸上養殖の研究開発費の負担継続による設備投資及びEC通販事業の成長スピードを高めるための広告宣伝費の支出に振り向けることは難しい状況にありました。

また、当社は、本転換社債及び本新株予約権の発行により、既存銀行の借入返済、設備更新投資及び成長投資に要する資金を確保する予定でした。しかしながら、株価が低迷したことにより、本新株予約権の行使価格を1,094円から842円に変更したため、当初640百万円の資金調達を予定しておりましたが、493百万円に留まりました。また、今後の新型コロナウイルスの影響から売上が減少する場合に備え、運転資金を確保する必要があったことから、成長投資や設備更新投資の資金を十分確保することができませんでした。

このような状況において、株式会社ネクスタは、ネクスタ匿名組合の営業者として、当社の主要株主である筆頭株主であったTRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合との間で、2021年3月24日付で株式譲渡契約を締結し、同契約に基づき、2021年3月29日に、当社普通株式738,955株(発行済株式総数に対する割合23.97%)を取得しました。これにより、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じ、ネクスタ匿名組合が新たに当社の主要株主となり、ネクスタ匿名組合の営業者である株式会社ネクスタが、その他の関係会社となりました。また、株式会社ネクスタは、当社が目指す第六次産業化(種苗、生産、加工、販売に至るまでの最適なバリューチェーンの構築)の実現に向けたビジョンに共感し、将来性を評価いただいたことから、当社経営を支援いただくことの資本提携契約を2021年3月24日付けで締結し、ネクスタ匿名組合が当社株式を取得した後、当社は、その営業者である株式会社ネクスタとの間で、当社の財務基盤及び収益基盤の強化について協議を行って参りました。陸上養殖の研究開発費やEC通販事業を通じた今春発売予定の牡蠣サブリの必要な広告宣伝費等の成長資金を賄う十分な経営体力が当社にないことから、株式会社ネクスタの代表取締役である稲田淳史より当社の代表取締役である吉田秀則に対して、2021年8月に、第三者割当による財務基盤強化の提案を受け、当社としては、財務基盤を強化しながら成長資金を調達する必要があると判断しました。

また、当社の大槌工場は、当社の店舗のセントラルキッチンとして、カキフライなどの加工製造を行う一方で、その生産規模は小さく、また、首都圏から遠いことから、運送コストが相対的に高くなりやすいことなどにより、大槌工場に係る事業は当社全体の赤字の一因となっております。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗売上減少により大槌工場の稼働が低迷したこと起因して、前記のとおり減損損失を計上する結果となりました。かかる状況下において、当社は、大槌工場の有効活用を模索する一方で、阪和興業は、安定した生産を行うことのできる委託先を探していたことから、当社と阪和興業株式会社とのニーズが合致しました。そこで、当社は、2021年5月より、食品加工分野において、阪和興業を委託元とする受託事業を開始することになりました。

当該受託事業については、現状、人材確保に時間を要していること等により当初計画を下回る受託実績が続いてはいるものの、その売上は順調に伸びており、今後、加工事業の損益の改善は着実に進むものと見込まれます。従いまして、当社としては、当該受託事業を長期的なものとし、阪和興業との取引関係を強化することが、受託数量の増加による売上・営業利益の拡大に寄与し、ひいては、当社の企業価値の向上に資すると考えております。このような考えの下、当社は、阪和興業との関係の一層の強化を図るべく、2021年9月より、阪和興業と本資本業務提携の具体的協議を開始いたしました。具体的には、当該受託事業について今後も拡大をしつつ、当社全体の赤字の一因となっている大槌工場に係る事業については、当社からの分社化を行い、阪和興業との合弁事業とすることに向けて、協議を開始することを合意しました。また、当該受託事業以外にも、当社の牡蠣の養殖技術に関する特許と阪和興業の有する海外とのネットワークを活用した、両社による海外市場での販売、国内外小売事業における協力関係構築、並びに、当社のEC・プラットフォーム事業の拡大及び阪和興業の当該EC・プラットフォーム事業への参画における協力関係構築等を推進することで合意しました。

また、本第三者割当増資により調達した資金により、コロナ禍で抑制していた成長投資を積極的に行い、株主価値の向上を図ります。具体的には、当該受託事業の生産性を高めるための追加設備への投資を行い、加工事業の収益性の向上を図り、牡蠣サブリの開発を行い、積極的な広告を行うことによりEC通販事業のさらなる売上拡大を図り、コロナ禍においても陸上養殖の量産化に向けた投資を継続することにより、当社の成長スピードを高めます。また、コロナ禍で抑制していた店舗設備の更新のための投資を十全に行うことで、店舗事業におけるお客様へのサービスの向上を図ります。

そこで、当社は、2022年1月11日開催の取締役会において、財務基盤の強化により、資本を充実化させるとともに、積極的な成長投資を行い、設備更新投資に要する資金確保を主な目的として、阪和興業と資本業務提携契約を締結すると共に、当社の筆頭株主であるネクスタ匿名組合及び資本業務提携契約の相手方である阪和興業を割当先として本第三者割当増資を行うことを決定しました。

(2) ネクスタ匿名組合

前記(1)のとおり、ネクスタ匿名組合が当社株式を取得した後、当社は、その営業者である株式会社ネクスタとの間で、当社の財務基盤及び収益基盤の強化について協議を行ってきた中、2021年3月期において、営業損失359百万円、経常損失367百万円、親会社株主に帰属する当期純損失641百万円を計上したことで純資産が116百万円の債務超過となりました。その後も、当社は、株式会社ネクスタとの間で、当社の財務基盤の強化について協議を行ってまいりましたが、陸上養殖の研究開発費やEC通販事業を通じた今春発売予定の牡蠣サブリの必要な広告宣伝費等の成長資金を賄う十分な経営体力が当社にないことから、株式会社ネクスタより、2021年8月に、第三者割当による財務基盤強化の提案を受け、財務基盤を強化しながら成長資金を調達する必要があることから、当社は、2022年1月11日開催の取締役会において、阪和興業株式会社との資本業務提携契約の締結及び同社に対する第三者割当による新株式発行と併せてネクスタ匿名組合に対しても第三者割当による新株式発行を行うことを決定いたしました。

(3) 阪和興業株式会社

1. 資本業務提携の目的

前記(1)のとおり、当社の大槌工場は当社の店舗のセントラルキッチンとしてカキフライなどの加工製造を行う一方で、その生産規模は小さく、また、首都圏から遠いことから、運送コストが相対的に高くなりやすいことなどにより、大槌工場に係る事業は当社全体の赤字の一因となっておりました。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗売上減少により大槌工場の稼働が低迷したことに起因して、前記のとおり減損損失を計上する結果となりました。かかる状況下において、当社は、大槌工場の有効活用を模索する一方で、安定した生産を行うことのできる委託先を探しており、当社と阪和興業とのニーズが合致しました。そこで、当社は、2021年5月より、食品加工分野において、阪和興業を委託元とする受託事業を開始することになりました。

当該受託事業については、現状、人材確保に時間を要していること等により当初計画を下回る受託実績が続いてはいるものの、その売上は順調に伸びており、今後、加工事業の損益の改善は着実に進むものと見込まれます。従いまして、当社としては、当該受託事業を長期的なものとし、阪和興業との取引関係を強化することが、受託数量の増加による売上・営業利益の拡大に寄与し、ひいては、当社の企業価値の向上に資すると考えております。このような考えの下、当社は、阪和興業との関係の一層の強化を図るべく、2021年9月より、阪和興業と本資本業務提携の具体的協議を開始いたしました。具体的には、当該受託事業について今後も拡大をしつつ、当社全体の赤字の一因となっている大槌工場に係る事業については、当社からの分社化を行い、阪和興業との合併事業とすることに向けて、協議を開始することを合意しました。また、当該受託事業以外にも、当社の牡蠣の養殖技術に関する特許と阪和興業の有する海外とのネットワークを活用した、両社による海外市場での販売、国内外小売事業における協力関係構築、並びに、当社のEC・プラットフォーム事業の拡大及び阪和興業の当該EC・プラットフォーム事業への参画における協力関係構築等を推進することで合意しました。

阪和興業は、鉄鋼をはじめ金属原料、非鉄金属、食品、燃料、化成品、木材、機械等を扱う、日本有数の商社であり、高度な専門性と豊富な国内外の取引ネットワークを有しております。当社としては、阪和興業との間で、成長に向けた「攻めの取り組み」として、阪和興業が有する“ネットワーク”と、当社が牡蠣の分野において有する、種苗、生産、加工、販売という一貫したプロセスに係る最適なバリューチェーンとの融合により、安全を軸とした高品質な六次産業化を実現し、新たな価値の創造というシナジーを生み出し、それにより収益基盤を強化することが見込めるものと考えております。

そこで、当社は、2022年1月11日開催の取締役会において、当社筆頭株主であるネクスタ匿名組合に対する第三者割当による新株式発行と併せて、阪和興業株式会社との資本業務提携契約の締結及び同社に対する第三者割当による新株式発行を行うことを決定いたしました。

2. 資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、本資本業務提携契約に基づく本第三者割当増資により、阪和興業株式会社を割当予定先として当社の普通株式112,000株(本第三者割当増資後の阪和興業株式会社の総議決権数に対する割合2.80%、発行済株式総数に対する割合2.80%)を発行する予定であり、阪和興業株式会社は、発行される新株式の全てを引き受けます。

(2) 業務提携の内容

当社と阪和興業株式会社は、大槌工場において当社が阪和興業株式会社から購入した魚介類(牡蠣を除く)の原料を加工し、阪和興業株式会社が当社から当該加工後の加工品を購入する取引を行っています。阪和興業株式会社との取引関係の拡大・強化は、当社グループの業容拡大のためにも望ましいものです。そこで、当社と阪和興業株式会社は、本資本業務提携契約において、以下の項目について業務提携を推進することとし、以下の事項を合意しております。なお、業務提携の具体的な方針及び内容等については、今後、両社の間で協議を行う予定です。

- ・当社の行う加工事業における協力関係を拡大すること(当社が現在保有する大槌工場の活用を含むがこれに限られない。)
- ・小売事業において協力関係を構築すること(阪和興業株式会社による当社の直営店舗及び卸売先への食材の提供、 阪和興業株式会社の取扱い食材を主体とした小売事業を阪和興業株式会社が運営する場合における当社による運営ノウハウ・食材の提供等の協力。なお、阪和興業株式会社が小売事業に参画するに際しては、当社の直営店舗及び卸売先との競業(店舗形態、地域、客層等)にならないようにすること、を含むがこれらに限られない。)
- ・当社によるEC・プラットフォーム事業の拡大(当社の運営に係るオイスターピースクラブに対する阪和興業株式会社の取扱い食材の提供等)と、阪和興業株式会社によるこれら事業への参画(阪和興業株式会社の取扱い食材を主体としたEC・プラットフォーム事業を阪和興業株式会社が運営する場合における当社による運営ノウハウ・食材の提供等の協力等)において協力関係を構築すること。
- ・当社の牡蠣の養殖技術に関する特許と阪和興業株式会社の海外販売ネットワークを活用して、両者により海外における牡蠣の生産、加工及び販売(小売販売及び卸売販売)を行うこと。

- ・両者がそれぞれ行う陸上養殖事業の拡大に協力すること。

当社と阪和興業株式会社は、本第三者割当増資後、加工事業の拡大を行いつつ、当社による大槌工場の分社化(なお、分社化の方法については今後協議の上で適切な手法を検討します。かかる分社化を「本件分社化」といい、本件分社化により加工事業を運営する会社を「加工工場運営会社」といいます。)及び両者の加工工場運営会社の合併事業化に向けた協議を速やかに開始することも合意しております。

工場名	大槌工場(大槌牡蠣ノ星)
所在地	岩手県上閉伊郡大槌町
敷地面積	5,232.99㎡
延床面積	2,709.43㎡
竣工年月	2017年5月
主な製造製品	牡蠣フライ、その他牡蠣加工品、ホタテ加工冷凍

d 割り当てようとする株式の数

(1) ネクスタ匿名組合

当社普通株式 449,000株

(2) 阪和興業株式会社

当社普通株式 112,000株

e 株券等の保有方針

(1) ネクスタ匿名組合

割当予定先は、第三者割当による取得する株式を中長期的に保有する方針であることを、代表取締役である稲田淳史に、口頭にて確認しております。また、当社及び割当先は、本第三者割当増資に関し払込期日において株式引受契約を締結することとしており、当社の株式を譲渡する場合には、割当先は、その時期、方法及び相手方について当社の事前の書面による同意を得る必要があります。なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

(2) 阪和興業株式会社

当社及び割当予定先は、割当予定先は、本新株式を本業務提携(前記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由 2 . 資本業務提携の内容 (2) 業務提携の内容」に規定する本業務提携をいう。)の期間中は継続して保有するものとし、当社の事前の書面による承諾なく譲渡、承継、移転、担保権の設定その他の方法による一切の処分(以下「譲渡等」といいます。)しない旨、割当予定先は、本新株式を本業務提携期間中に、子会社に譲渡する場合には、にかかわらず、当社に対し、事前に書面による通知を行って譲渡することができる旨、割当予定先は、本業務提携期間の終了後においては、当社に対し、事前に書面による通知を行って本新株式を譲渡することができるものの、当社グループの競業先又は反社会的勢力には譲渡等をしてはならない旨、本資本業務提携契約において合意しております。なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

(1) ネクスタ匿名組合

当社は、割当予定先であるネクスタ匿名組合に対して本新株式の発行に対する払込みに係る財産の存在について、当社は、本新株式の割当予定先であるネクスタ匿名組合の業者である株式会社ネクスタから、本新株式にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの書面による確約をいただきました。また、株式会社ネクスタから受領した2021年12月7日時点の普通預金口座の通帳の写しを確認した結果、本払込に関して問題ないと判断しております。

(2) 阪和興業株式会社

当社は、割当予定先である阪和興業株式会社に対して本新株式の発行に対する払込みに係る財産の存在について、阪和興業株式会社の直近の第75期第2四半期報告書(自2021年7月1日至2021年9月30日)に記載の総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認の上、本書提出日現在で本新株式の発行に対する払込みに要する資金の確保に影響を及ぼすような大幅な現預金の減少がないことを口頭で確認し、本新株式の発行に対する払込みについて問題ないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

(1) ネクスタ匿名組合

当社は、割当予定先であるネクスタ匿名組合の業者である株式会社ネクスタとの間で締結する株式引受契約において、株式会社ネクスタ及びネクスタ匿名組合、並びに、それらの親会社(前記株式会社スマートルルを含む。)、兄弟会社及び子会社並びにそれらの役員及び重要な使用人が反社会的勢力との関係がない旨の表明及び保証をさせることとしております。また、ネクスタ匿名組合の業者である株式会社ネクスタ及びその取締役と株主並びにネクスタ匿名組合の全出資者(以下「割当予定先関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役荒川一枝)に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認並びに風評収集を行ったとの報告を受けております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、ネクスタ匿名組合の割当予定先関係者は反社会勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東証に提出しています。

(2) 阪和興業株式会社

割当予定先である阪和興業株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は割当予定先が東証に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日2021年6月24日)において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する旨を記載していることを確認しました。また、割当予定先が2021年6月1日に提出した「第74回定時株主総会招集ご通知」の「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及びその運用状況の概要」に記載の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する旨の記載を確認しております。以上により、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

(1) ネクスタ匿名組合

該当事項はありません。なお、当社及び割当予定先であるネクスタ匿名組合は、割当予定先が当社の株式を譲渡する場合、割当予定先は、その時期、方法及び相手方について当社の事前の書面による同意を得なければならない旨、割当予定先は、その有する当社の株式を第三者(当社又はその子会社が行う事業と、直接又は間接を問わず、同一若しくは類似する事業を行う者又は競業し若しくは競業する可能性のある事業を行う者、反社会的勢力若しくは反市場勢力、及び当社又はその子会社を除く。本(1)において以下「不適格者」という。)に譲り渡し、担保の提供その他一切の処分(本(1)において以下「譲渡等」という。)をしようとするときは、当該譲渡等に係る契約締結を希望する日の60日前までに、当社に対し、その譲渡等の時期、譲渡等に係る数量、譲渡等の方法、当該第三者の氏名又は名称及びその概要、並びに当該第三者が不適格者ではないことを表明及び保証する旨を書面で通知するとともに、当該第三者に対して当該株式を譲渡等することについて承認をするか否かの決定を請求(本(1)において以下「本譲渡等承認請求」といい、本譲渡等承認請求に係る当社の株式を「譲渡等対象株式」という。)することができる旨、当社は、本譲渡等承認請求に係る通知を受領した日から30日以内に、譲渡等の承認をしない旨の決定をしたときは、本譲渡等承認請求の日から180日以内に、譲渡等対象株式の全部又は一部を買い取る者(以下「指定買受人」という。)を指定し当該指定買受人をして譲渡等対象株式の全部又は一部を買い取らせなければならない旨、当社が、本譲渡等承認請求の日から180日以内に指定買受人をして譲渡等対象株式の全部又は一部を買い取らせなかった場合には、買い取らせなかった譲渡等対象株式については、に規定する書面による同意なくして、市場内(市場内立会外取引を除く。)又は不適格者以外の者に対する市場外(市場内立会外取引を含む。)において譲渡等を行うことができる旨を、それぞれ当社と割当予定先であるネクスタ匿名組合の営業者である株式会社ネクスタとの間で締結した2021年3月24日付けで締結した資本提携契約(当社及び割当予定先の合意に基づき同日以降に当該契約の内容が変更された場合には変更後の当該契約をいう。)において合意しております。

(2) 阪和興業株式会社

該当事項はありません。なお、当社及び割当予定先である阪和興業株式会社は、割当予定先は、本新株式を本業務提携(前記「第3[第三者割当の場合の特記事項] 1[割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由 2. 資本業務提携の内容 (2) 業務提携の内容」に規定する本業務提携をいう。)の期間中は継続して保有するものとし、当社の事前の書面による承諾なく譲渡、承継、移転、担保権の設定その他の方法による一切の処分(以下「譲渡等」といいます。)しない旨、割当予定先は、本新株式を本業務提携期間中に、子会社に譲渡する場合には、にかかわらず、当社に対し、事前に書面による通知を行って譲渡することができる旨、割当予定先は、本業務提携期間の終了後においては、当社に対し、事前に書面による通知を行って本新株式を譲渡することができるものの、当社グループの競業先又は反社会的勢力には譲渡等をしてはならない旨、本資本業務提携契約において合意しております。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の払込金額については、割当予定先との協議を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2022年1月7日。以下「基準日」といいます。)の東証における当社株式の終値である988円に0.9を乗じた額の円位未満を切り上げた金額である890円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とした理由は、当社普通株式は、市場取引価格のある上場株式であることや、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

また、ディスカウント率を10.00%とした理由は、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大などに伴い当社の事業環境の不透明感が増していることなどを背景に、割当予定先から日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付)に準拠する範囲内でのディスカウントの要望があり、当社としても、本第三者割当増資の必要性、及び日本証券業協会の指針の準拠等を慎重に検討し、また本第三者割当増資の払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する当社監査等委員会の意見も踏まえて、資本補強をし、投資を拡大するためには割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があると判断した結果によるものです。

当該価格は、東証における当社株式の基準日以前1か月間の終値平均である969円(円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。)に対して8.2%のディスカウント、基準日以前3か月間の終値平均である945円に対して5.8%のディスカウント、基準日以前6か月間の終値平均である928円に対して4.1%のディスカウントとなる金額となっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の払込金額は原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているところ、本新株式の払込金額は、基準日の終値に0.9を乗じた額以上であり、また、前記のとおり、東証における当社株式の基準日以前1か月間、3か月及び6か月の各終値平均に対して10%以内のディスカウントとなっていることから、当該指針に準拠するものであり、当社の実態を適切に表し、客観性が高く合理的といえ、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査等委員会からは、前記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な価値である市場価格である前日終値を基準にしており、かかる払込金額の決定方法は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、適正かつ妥当と考えられていることから、特に有利な払込金額には該当せず、本第三者割当増資の手続は、適法である旨の意見を得ております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は561,000株(議決権数5,610個)であり、2021年9月30日現在における当社の発行済株式総数3,434,900株(議決権総数34,336個)ですので、16.33%(小数点以下第3位を四捨五入しております。以下、割合の計算において同様に計算しております。)の割合(議決権の割合は16.34%)で希薄化が生じます。

このように、本第三者割当増資によって一定の希薄化が生じるものの、当社が本第三者割当増資によって得た資金を、前記「第1 募集要項 4 [新規発行による手取金の使途]」で記載した資本を充実化し、コロナ禍においても成長投資を行うことは、当社の企業価値及び株式価値の向上に寄与するものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社ネクスタ(匿名 組合口)	東京都渋谷区渋谷1丁目6番4号	738,955	21.51%	1,187,955	29.72%
小林 敏雄	東京都港区	286,600	8.34%	286,600	7.17%
山本 京美	東京都目黒区	138,515	4.03%	138,515	3.47%
グリーンエナジー合同 会社	山梨県大月市七保町林1046号	138,515	4.03%	138,515	3.47%
阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4丁目 3番9号			112,000	2.80%
兼子 修一	東京都小平市小川町	80,000	2.32%	80,000	2.00%
株式会社道紀忠華シン クタンク	東京都千代田区神田錦町3丁目15 番6号	69,258	2.01%	69,528	1.73%
藤田 博樹	千葉県夷隅郡御宿町	69,257	2.01%	69,257	1.73%
株式会社グッドフィー ルド	東京都港区虎ノ門4丁目3番2号	45,000	1.31%	45,000	1.13%
宮本 裕将	新潟県新潟市中央区	44,300	1.29%	44,300	1.11%
計	-	1,610,400	46.85%	2,171,400	54.33%

(注) 1. 本第三者割当増資前の大株主構成(上位10名)は、2021年9月30日時点の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2021年9月30日現在の総議決権数に、ストックオプション行使により増加する議決権数(20個)、本第三者割当増資により増加する議決権数(5,610個)を加えて算出した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第21期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2021年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日までの間に、新株予約権の行使により次のとおり資本金が増加しております。

2021年6月29日現在の資本金	増加額	2022年1月11日現在の資本金
1,055,282千円	5,806千円	1,061,088千円

第2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期)及び四半期報告書(第22期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2021年6月29日提出の臨時報告書)

1 (提出理由)

当社は、2021年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 (報告内容)

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)3名選任の件 吉田 秀 則	20,652	183		(注) 1	可決 99.12
芝田 茂 樹	20,585	250			可決 98.80
兼子 修 一	20,608	227			可決 98.91
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任 の件 稲田 淳 史	20,607	228		(注) 1	可決 98.91
原 大 二 郎	20,613	222			可決 98.93
浅枝 謙 太	20,587	248			可決 98.81
第3号議案 会計監査人選任の件	20,694	141		(注) 2	可決 99.32

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2021年8月13日提出の臨時報告書)

1 (提出理由)

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 (報告内容)

1. 当該事象の発生年月日

2021年8月13日(取締役会決議日)

2. 当該事象の内容

緊急事態宣言等による店舗施設の臨時休業や時短営業に伴う協力金及びその他雇用調整助成金等の助成金収入を特別利益として計上いたします。

3. 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年3月期第1四半期において、特別利益201百万円を計上いたします。

(2021年11月12日提出の臨時報告書)

1 (提出理由)

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 (報告内容)

1. 当該事象の発生日

2021年11月12日(取締役会決議日)

2. 当該事象の内容

(1) 特別利益の計上

緊急事態宣言等による店舗施設の時短営業要請に伴う協力金及びその他雇用調整助成金等の補助金収入を特別利益として計上いたします。

(2) 特別損失の計上

オイスターテーブル浜松町店について、採算性が低いため、2021年6月13日付けで閉店しました。当該撤去にかかる原状回復費用が、当初見積額を上回ったため、店舗閉鎖損失を計上いたします。

3. 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年3月期第2四半期会計期間の個別決算において1百万円の特別利益、連結決算においては、特別利益249百万円及び特別損失3百万円を計上いたします。

これにより、2022年3月期第2四半期累計期間の個別決算において1百万円の特別利益、連結決算において特別利益450百万円及び特別損失3百万円を計上いたします。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第2四半期)	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	2021年11月12日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第21期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2022年1月11日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第22期第2四半期)	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	2022年1月11日 関東財務局長に提出

なお、前記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社ゼネラル・オイスター
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎 英城
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸 宏明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失359,215千円、経常損失367,145千円、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円を計上したことで、当連結会計年度末で116,193千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しており、今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、第8回新株予約権のすべてが権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表「連結損益計算書に記載の通り、当連結会計年度において2,338,795千円の売上高を計上しており、その内店舗事業より発生する売上高が92%を占めている。</p> <p>店舗事業は東京を中心とした首都圏の百貨店や商業施設を軸に「ガンボ&オイスターバー」をはじめとする複数のブランドによる飲食店舗の運営を行う事業であり、複数産地の生牡蠣を盛り合わせた「オイスタープレート」をメインとして提供する事業形態である。提供された料理・飲料に係る代金が当事業の売上高として連結財務諸表に計上される。</p> <p>当該事業における売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言に起因した時短営業又は休業により、大きな影響を受ける特性を有している。</p> <p>現下の経営環境における売上高の認識には、その実在性について潜在的なリスクが存在していることから、当監査法人は、当該事業の売上高の実在性の検討が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の1つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の実在性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 売上高の実在性の検証 ・売上高計上プロセスの理解及び各種データを利用した分析の手続等により、虚偽表示リスクの高い取引種類や形態等を識別した。 ・売上取引をサンプル抽出し、入金証憑等の関連証憑と照合した。 ・期末時点の売掛金を対象に、金額的な重要性等に基づき抽出したサンプルについて残高確認手続及び差異分析を実施した。 ・期末日後の売上取り消し取引の有無を確認した。 ・売上高の計上に係る仕訳入力及び修正の適切性を検証した。</p>

岩手県の加工工場の固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「【注記事項】（連結損益計算書関係） 4 減損損失」に記載のとおり、岩手県の加工工場に関する建物及び付属設備312,654千円及び機械装置96,667千円の減損損失が計上されている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>上記の【注記事項】に記載のとおり、加工工場は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、稼働を大幅に抑制しており、事業計画と実際の業績が大きく乖離した状況となっている。このため、経営環境の著しい悪化が認められることから、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した加工工場に関する事業計画を基礎として行われるが、新たな受託事業に基づく収益力の増加等を前提としていることから、その予測には高い不確実性が伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、岩手県の加工工場の固定資産の減損の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の1つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、岩手県の加工工場の固定資産に関する減損会計の適用の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産に関する経理部門が実施する減損の兆候判断に関わる内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候判断の妥当性の評価 ・加工工場について回収可能価額を著しく低下させる使用方法等の変更があったか否かの判断にあたって、当年度と過年度の稼働状況を比較するとともに、当年度の稼働状況について関連資料と突合した。</p> <p>(3) 減損の認識・測定 ・新たな受託事業について、受託先の総合商社からの受託事業に関する計画の入手及び受託事業計画の実行可能性についての質問と回答結果を検討した。 ・当期の事業計画の達成状況と差異原因の検討及び翌期以降の計画値について、関連資料との突合を実施した。 ・割引率について、利用可能なデータを用いて当監査法人が計算した結果と比較した。</p>

店舗事業の固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「【注記事項】(連結損益計算書関係) 4 減損損失」に記載のとおり、一部撤退の意思決定を行った店舗に関する工具器具備品1,204千円の減損損失が計上されている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>店舗事業は新型コロナウイルス感染症拡大による政府の緊急事態宣言の発令に伴い、時短営業又は休業を適宜実施しており、事業計画と実際の業績が大きく乖離した状況となっている。このため、経営環境の著しい悪化が認められることから、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した店舗に関する事業計画を基礎として行われるが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により大きく影響を受ける可能性があることから、その予測には高い不確実性が伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗の固定資産の減損の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の1つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗事業の固定資産に関する減損会計の適用の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産に関する経理部門が実施する減損の兆候判断に関わる内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候判断の妥当性の評価 ・店舗事業の営業損益が継続してマイナスとなるか否かの判断の基礎となる店舗別損益について、業績推移分析、作成基礎資料との突合及び共通費の按分計算の検討を踏まえ、その正確性を検討した。 また、兆候判定において考慮されている翌期予算について、過年度における予算と実績の比較、過去実績からの趨勢分析等を行い、見積りの妥当性を検討した。 ・店舗の閉鎖等の計画を把握するため、経営者等への質問を実施するとともに、各会議体議事録及び関連資料を閲覧し、減損の兆候判断に関わる網羅性・適時性を検討した。</p> <p>(3) 減損の認識・測定 ・将来キャッシュ・フローの見積りについて、当年度における予算と実績の比較、過去実績からの趨勢分析等を実施し、見積りの妥当性を検討した。 ・割引率について、利用可能なデータを用いて当監査法人が計算した結果と比較した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を

入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゼネラル・オイスターの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゼネラル・オイスターが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社ゼネラル・オイスター

取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎 英城
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸 宏明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスターの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において当期純損失86,400千円を計上し、当事業年度においても当期純損失185,681千円を計上したことから、当事業年度末で263,979千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しており、今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、第8回新株予約権のすべてが権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上の実効性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、主にグループ各社に対する経営指導及び岩手県の加工工場運営を行っている。</p> <p>このなかでも、加工工場による牡蠣の販売は会社の売上高に占める割合が低いものの、岩手県の加工工場で仕入れ、加工した牡蠣等の食材は、株式会社ヒューマンウェブが運営する店舗にて提供されることから、その管理が重要となっている。</p> <p>当該売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言に起因した時短営業又は休業により、大きな影響を受ける特性を有している。</p> <p>現下の経営環境における売上高の認識には、その実在性について潜在的なリスクが存在していることから、当監査法人は、当該売上高の実在性の検討が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の実在性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 売上高の実在性の検証 ・売上取引をサンプル抽出し、配送伝票等の関連証拠と照合した。 ・期末日後の売上取り消し取引の有無を確認した。 ・売上高の計上に係る仕訳入力及び修正の適切性を検証した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されてい

る場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

株式会社ゼネラル・オイスター
取締役会 御中

オリエント監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 神戸 宏明

指定社員
業務執行社員

公認会計士 西田 誠

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失359,215千円、経常損失367,145千円、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円を計上し、前連結会計年度末で116,193千円の債務超過となっている。当第2四半期連結累計期間においては、営業損失316,677千円、経常損失318,826千円、親会社株主に帰属する四半期純利益109,049千円を計上している。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施している。今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2020年11月13日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2021年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。